

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第4報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和4年5月31日 厚生労働省告示第191号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和4年5月31日 保医発0531第2号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について
- ・令和4年5月31日 保医発0531第3号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について
- ・令和4年5月31日 保医発0531第4号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早269		下から1行目	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液 ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、<u>ガルカネズマブ製剤及びオファツムマブ製剤</u></p>	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液 ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤<u>及び</u>ガルカネズマブ製剤</p>	字句挿入
早333		下から3行目	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、<u>オファツムマブ製剤</u></p>	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 サトラリズマブ製剤、<u>ガルカネズマブ製剤</u></p>	字句挿入
早384		下から19行目	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト (1)～(7) (略) 注ア～ウ (略)</p> <p>エ 大動脈解離用ステントグラフトは、当該材料の解剖学的適応を満たす合併症を有する<u>Stanford B型大動脈解離(解離性大動脈瘤を含む)</u>を有する患者のうち、内科的治療が奏効しない患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合に限り算定できる。なお、大動脈解離用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じる。</p> <p>オ (略)</p> <p>147～216 (略)</p>	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト (1)～(7) (略) 注ア～ウ (略)</p> <p>エ 大動脈解離用ステントグラフトは、当該材料の解剖学的適応を満たす合併症を有する<u>急性期Stanford B型大動脈解離</u>を有する患者のうち、内科的治療が奏効しない患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合に限り算定できる。なお、大動脈解離用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じる。</p> <p>オ (略)</p> <p>147～216 (略)</p>	字句訂正

469	右 上から11行目	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「1」の「イ」の「(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。</p> <p>ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、<u>KRAS遺伝子変異(G12C)検査</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「1」の「イ」の「(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。</p> <p>ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>	字句挿入
522	右 下ら1行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(54) (略)</p> <p><u>(55) 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP 2')検出</u></p> <p>ア <u>黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')検出は、イムノクロマト法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ、本区分の「53」結核菌群抗原定性の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p>イ <u>黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')検出は、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施できない場合に限り算定する。</u></p> <p>ウ <u>本検査を実施した場合、区分「D026」検体検査判断料については、「7」微生物学的検査判断料を算定する。</u></p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(54) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	字句挿入
546	右 下ら17行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(30) (略)</p> <p><u>(31) 脛トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPCR法により、脛トリコモナス感染症を疑う患者であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感</u></p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(30) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	字句挿入

			<p><u>感染症を疑う患者に対して治療法選択のために実施した場合及び腫トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して治療効果判定のために実施した場合に、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p>(32) <u>百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した場合に、本区分の「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準用して算定する。</u></p>	(新設)	字句挿入
調24	右	下から16行目	<p>01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ、レムデシビル製剤、<u>ガルカネズマブ製剤及びオファツムマブ製剤</u>に限る。 ウ～オ (略)</p>	<p>01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ、レムデシビル製剤<u>及び</u>ガルカネズマブ製剤)に限る。 ウ～オ (略)</p>	字句挿入
調87	右	上から23行目	<p>30 特定保険医療材料 別表2 、サトラリズマブ製剤、<u>ガルカネズマブ製剤及びオファツムマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディスプレイダブル注射器(針を含む。)</p>	<p>30 特定保険医療材料 別表2 、サトラリズマブ製剤<u>及び</u>ガルカネズマブ製剤の自己注射のために用いるディスプレイダブル注射器(針を含む。)</p>	字句挿入
調88	右	下から1行目	<p>別表3 サトラリズマブ製剤 <u>ガルカネズマブ製剤</u> <u>オファツムマブ製剤</u></p>	<p>別表3 サトラリズマブ製剤 <u>ガルカネズマブ製剤</u> (新設)</p>	字句挿入